

財務省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
229	A 権限移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理制度の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権推進法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合には、漁港区域の内外で管理者が変わるために、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の視点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第6号は、地方分権推進計画に基づき、法定外公共物のうち、里道・水路として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであるが、漁港区域内に存する里道・水路は、漁港管理者が漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「漁港法」といふ。)に基づいて機能管理する法定公共物であり、行政財産としての目的を達成するために、農林水産大臣が所管しているものである。	国有財産法施行令 第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	農林水産省(水産庁)、財務省	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	また、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号イに基づき、漁港法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で、農林水産大臣の所管に属するものの取得、維持、保存、運用及び処分については、都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第1号法定受託事務に位置づけられている。	事務処理特例の下では、一律的な取扱が困難となる可能性があること。また、本件は、漁港区域を管理する自治体が、基礎的自治体として財産管理と機能管理を一元化することで、申請窓口の一一本化と事務処理の円滑化による住民サービスの向上につながるものであり、特例による対応には馴染まないと考える。このため、一括して漁港管理者である自治体に対して権限移譲を求めるものである。なお、漁港内の里道・水路に関する管理事務は境界確定が想定されるが、実務上、府が境界確定業務を行な際には市町村職員も立ち会うなど連携して対応しており、管理事務が移譲されても、事業上申請書類の処理業務(府全体で年間2~3件程度)が増えるのみであることから、市町村に移譲しても過度な負担とならない	

財務省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
西尾市、宇和島市、石垣市	<p>○漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、国から市に譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままである。また、境界確定の管理事務は、県からの権限移譲により市(漁港管理者)が行っている。</p> <p>里道・水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるために、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。</p> <p>漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路についても市に譲与して頂くことで、申請窓口の一本化ができる住民サービスの向上に繋がる。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。</p> <p>【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。</p>		<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとする第1次回答に対し、提案団体は、制度改正により漁港区域内の里道・水路を一括して漁港管理者である自治体へ移譲することを求めている。一方で、全国知事会及び移譲の対象となる全国市長会は、手挙げ方式による検討及び移譲を求めている。</p> <p>「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>したがって、本提案については、全国知事会及び全国市長会からの意見(手挙げ方式による検討及び移譲)(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲)を踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で決めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考える。</p>	